



定額減税を補足する給付金（不足額給付）のご案内

国の経済対策に基づき令和6年度に、令和6年分の所得税（3万円）・個人住民税（町県民税）（1万円）の定額減税を行った際に、定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付金（当初調整給付）を給付しましたが、その給付額に不足が生じている方へ追加で給付を行います。

対象と見込まれる方には8月中旬以降に町から通知をお送りします。

対象者

令和7年1月1日時点において町にお住まいの方で、下記のいずれかの条件に当てはまる方

【その1】

令和5年中の所得税に比べ令和6年中の所得税が減少した、令和6年中に扶養親族が増えたなど、「本来給付すべき所要額（令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等）」と「当初調整給付額（令和5年分の所得等を用いて算定した推計所得税額）」とに不足額が生じた方。

【その2】 次のすべての要件を満たす方

- (1) 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割がともに、定額減税前税額が0円である方
- (2) 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超えるため税制上「扶養親族等」の対象外である方、または、事業専従者（青色・白色）であることから、税制上「扶養親族等」の対象外である方

※低所得世帯向け給付の世帯主・世帯員は対象外となります。

令和5年度住民税非課税世帯への給付金（7万円）／令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）／令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金（10万円）

受給方法

- 「支給のお知らせ」が届いた方（マイナンバーカードと連携し、公金受取口座の登録がある方）

手続きは不要です。ただし公金受取口座以外への振込みを希望する場合は、総務課税務係へ届出をしてください。8月29日（金）必着です。

- 「確認書」が届いた方

手続きが必要ですが、確認書を記入し、必要書類と一緒に総務課税務係へ提出してください。10月31日（金）必着です。

※対象と見込まれるにもかかわらず、通知が届かない場合があります。

その際は、町ホームページから「確認書」の様式をダウンロードして申請してください。

※その他、ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

◎申請・問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111（内線141・144） 直通75-6206